

ハローワーク松本からのお知らせ

6月は「外国人雇用啓発月間」です



外国人雇用啓発月間とは？

6月は、厚生労働省が定める「外国人雇用啓発月間」です。
日本で働く外国人の方々が、在留資格の範囲内でその能力を発揮し、安心して働ける環境づくりが求められています。
この機会に、外国人雇用に関する法令や支援制度の再確認をおすすめします。

事業主の皆さまへ ～適正な外国人雇用のために～

外国人労働者を雇用する際は、以下の点にご留意ください。

- ・ **雇入れ・離職時の届出義務**
外国人を雇い入れた際や離職させた際は、氏名・在留資格・在留期間などをハローワークへ届け出ることが法令で義務付けられています。
- ・ **在留資格の確認**
雇用の前に、在留カードなどで資格内容を確認し、在留資格の範囲内での職務に就いているかをご確認ください。
- ・ **職場環境の整備**
言語・文化の違いを理解し、外国人が働きやすい環境（相談体制の整備やわかりやすい業務指示）を整えることが望まれます。

ハローワーク松本 外国人雇用サービスコーナーのご案内

ハローワーク松本では、外国人の方の就職支援および、外国人労働者を雇用する事業主の方への相談対応を行っています。

外国人雇用サービスコーナーでは、ポルトガル語が話せる相談員も常時在籍しています。
詳細についてはハローワーク松本までお問い合わせください。

通訳対応スケジュール

🌐 言語	📅 曜日	🕒 時間
ポルトガル語	毎週 木曜日	9:00 ～ 12:00
ポルトガル語	毎週 金曜日	13:00 ～ 16:00
中国語	毎週 月曜日	13:00 ～ 17:00

【問い合わせ】 ハローワーク松本 外国人雇用サービスコーナー
TEL：0263-27-0111 部門コード：43#